

〇〇区防災会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇区防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、〇〇公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、〇〇区内に居住する住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の管理・備蓄に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇〇区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 1 名 |
| (3) 防災リーダー | 2 名 |
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 監査役 | 2 名 |

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表して会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
- 3 防災リーダーは、防災の専門家として他の役員を補佐する。
- 4 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関すること
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること
 - (3) 事業計画に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること
 - (5) その他、総会が特に必要と認めた事項
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会は次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべきこと
 - (2) 総会により委任されたこと
 - (3) その他、幹事会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における本会の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の決議を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、〇〇年〇月〇日から施行する。

〇〇区防災会防災計画

1 目的

この計画は、〇〇区防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって地震その他の災害による人的、物的被害の拡大を防止することを目的とする。

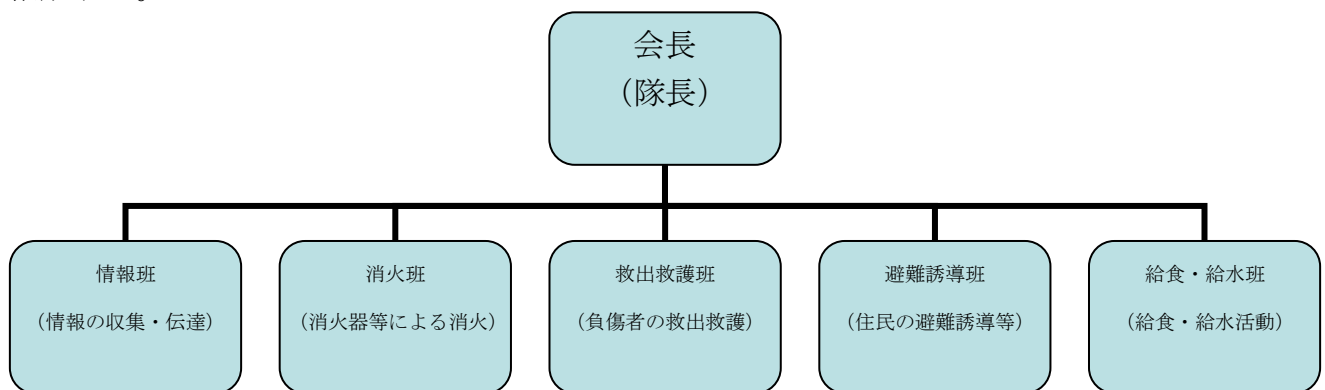
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 〇〇区防災会の組織及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 災害時における情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出、救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食、給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速且つ効果的に行うため、つぎのとおり防災組織を編成する。



4 防災知識の普及

区住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

- (1) 普及事項
 - ア 防災組織及び防災計画に関すること
 - イ 地震、火災及び水害等についての知識に関すること
 - ウ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
 - エ その他防災に関すること
- (2) 普及の方法
 - ア 区だより、パンフレット、チラシ等の配布
 - イ コミュニティ誌等への記事掲載
 - ウ 座談会、講演会等の開催

5 防災計画

大規模地震災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

- (1) 訓練は、個別訓練及び総合訓練とする
- (2) 個別訓練は、次のとおりとする
 - ア 情報の収集・伝達訓練
 - イ 消火訓練
 - ウ 避難誘導訓練
 - エ 救出、救護訓練
 - オ 給食、給水訓練
- (3) 総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。
- (4) 訓練の実施に際しては、その目的、実施要領を明らかにした訓練実施計画を作成する。
- (5) 訓練実施の時期及び回数は、次のとおりとする。
 - ア 訓練は、原則として秋季の火災予防運動期間中等に実施する。
 - イ 訓練は総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集・伝達

被災状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を次により行う。

- (1) 情報班は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達は、電話、テレビ、ラジオ、トランシーバー、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大規模地震等において、火災の発生が被害を大きくする主な原因となっているので、出火防止の徹底を図るため各家庭を主として、次の事項に重点をおいて点検準備する。

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、消火器、バケツ等を主に各家庭に配備する。

8 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要するものが生じたときは、直ちに救出救護班は活動を行う。この場合、現場付近の者は救出救護班の活動に積極的に協力する。

なお、救出救護班は、負傷者が医師の手当てを要するものと判断したときは、医療機関または防災機関の設置する応急救護所等に搬送する。

9 避難対策

大規模災害の発生が予測されるとき、または火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導等の指示

避難命令が出たとき、または会長が必要であると認めたときは、会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班は、会長の指示に基づき、住民を次に定める避難地に誘導する。

ア 大規模地震等による被害の発生が予測されるとき。

〇〇公園

イ 台風等により浸水等の水災害の発生が予測されるとき。

〇〇小学校

ウ 土砂災害の発生が予測される時。

〇〇公民館

10 給食・給水

給食給水班は、地域内の家庭等から提供を受けた食料、防災会備蓄の食糧、または市から配布された食料等を配布し、または炊き出し等を行う。

11 防災資機材等

防災資機材等の備蓄、管理は次により行う。

- (1) 資機材の保管場所は〇〇公民館とする。
- (2) 防災資機材の点検整備は年に1回以上実施する。
- (3) 下記物品の中から、別に定める備蓄計画により整備を行う。

| 活動内容 | 整備資機材 |
|---------|---|
| 情報収集・伝達 | ハンドマイク2機、携帯用無線機4機、携帯用ラジオ1機 |
| 消火 | 消火器と収納箱1セット、水バケツ10個、砂袋、可搬式小型動力ポンプ、消火栓用機材（ホース、ノズル、ハンドル等）と収納箱1式、ヘルメット10個 |
| 救出 | バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、油圧ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェンブロック、ヘルメット等1式 |
| 救護 | 担架1台、救急セット1個、テント、毛布、シート |
| 避難 | 強力ライト、標旗、ロープ 各適当量 |
| 給食・給水 | 炊飯装置、鍋、コンロ、給水タンク、ろ水機、ガスボンベ各2機 |

附 則

この計画は、〇〇年〇月〇日から施行する。